



四條畷市議会
議長 藤本 美佐子 様

令和8年3月19日

提案者 四條畷市議会議員
森本 勉



議案第44号 令和8年度四條畷市一般会計予算に対する修正案の動議について

地方自治法第115条の3及び四條畷市議会会議規則第17条の規定により、次のとおり修正案を提出します。

議案第44号 令和8年度四條畷市一般会計予算に対する修正案の動議について

地方自治法第115条の3及び四條畷市議会会議規則第17条の規定により、次のとおり修正案を提出します。

令和8年3月19日 提出

提案者 四條畷市議会議員
森本勉

提案理由

まず、本市におきましては、本来は地方自治体自らが実施しなければならない事務、例えば防犯灯や防犯カメラの運用、毎月発行される市報の配布、民生委員等の推薦など、多彩な事務を自治会に依存してきた歴史があります。故に公益上必要があるとして認められてきたのがこの補助金です。

一方、地方自治体等がその事務を団体あるいは組合等に対して委託している場合において支出する報奨的支出は、地方自治体の支出に関する解説書においては、これを交付金とするのが相応しいとされています。

そうであるならば、先ほど述べたように、支出科目名を補助金から交付金に変更することが法的にも正しいものと判断しますので、科目名を交付金に変更することを求めます。

また、本予算案における本補助金は、従来は自治会長連絡協議会などに交付金として支出されてきたものが含まれていて増額となっています。

当初この交付金要項では、自治会長連絡協議等に交付するとされていたにもかかわらず、本来はその運用に関与してはならない行政が事務を担ってきた上に、地域活動に資する交付金は課税対象では無いと判断されるにも関わらず、一部の支出において所得税として源泉徴収がおこなわれる一方、支出先が自治会長個人と自治会会計とに分かれるなど、極めて不適切な行政行為がおこなわれてきたことが明らかになりました。

それを受けて市議会から監査請求がおこなわれ、結果、監査報告においては、これらの行政行為は法に反するものとは言えないが、公金の支出として極めて不適切なものと厳しく指摘されました。

その後、庁内で改善方法が協議され、今回の補助金増額という形で行われることとなりました。

元々、区長制度が廃止され区長報酬を支払い出来なくなった事態を受けて、市役所庁内で検討され、行政事務の一部を担って頂くことの対価としての交付金を支出する事が決められました。決めたのは行政であります。

そうであるならば、その当時までさかのぼって、当事者を含めて今後どうするのかを議論することが不可欠であり、今まで本来は行政が行うべき事務を、区長制度のなごりで、言わばおんぶ抱っこでお世話になってきた事実を目を背ける、甚だしき行政の傲慢であると指弾されなければなりません。

一方で本市においては、過去に強引な事業仕分けが行われて、市民活動の振興に資する多くの補助金が廃止されました。

今般自治会への補助金を内容はともあれ増額することは、今までの施政方針に反するものであると断言できます。

本予算案中、歳出の款2、項1、一般管理費の29、地域コミュニティ推進事務の負担金、補助及び交付金について記載されている補助金14,175,000円地について、従来は交付金として自治会連絡協議会等へ交付されていた金額が含まれています。

よって、科目を補助金から交付金に変更すること、そのうえで、規則において、従来の自治会への補助金額は自治会へ交付すること、並びに従来の自治会長連絡協議等への支出分については従来通りに交付すると定めることを求めます。

さらに、自治連絡協議会等への交付金については本来の債権者である当該団体への一括交付として、その他の事務には一切行政は関わらないものと規定することを求めます。

このように、人の善意を当然のものとして、申請主義である補助金を、欲しかったら行政の言うとおりにしなさいと、本予算案が成立もしていないにも関わらず、文書で各自治会に通知したことは甚だしき議会軽視であり地方自治法の趣旨にも反するものです。議員各位におかれましては、このような議会軽視を容認されるのでしょうか。

ところで定めにより、提案された当初予算案について、科目名の変更や同一項目内での予算の付け替えが出来ないとされているため、苦渋の極みではありますが、本修正案においては一旦この補助金全額を皆減させることを求めます。

それにより、当該補助金14,175千円を歳入歳出予算から削減し、歳入歳出の総額をそれぞれ26,921,825千円に修正するものです。

なお、本修正案が可決されれば本定例会終了後に間髪を入れず臨時議会を開催し、補正予算において、関連補助金ないし交付金の執行を義務付けることを求めます。

以上をもって本修正案動議の提案理由とします。

議案第44号 令和8年度四條畷市一般会計予算に対する修正案

令和8年度四條畷市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条第1項中「26,936,000千円」を「26,921,825千円」に改める。

第1表の一部を次のように定める。

歳入

款	項	金額
19 繰入金		475,313
		489,488
	2 基金繰入金	454,706
		468,881
歳 入 合 計		26,921,825
		26,936,000

歳出

款	項	金額
2 総務費		4,093,273
		4,107,448
	1 総務管理費	3,535,582
		3,549,757
歳 出 合 計		26,921,825
		26,936,000

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款	項	科目		本年度	前年度	比較	増減率	節		説明
		目						区分	金額	
19		繰入金		475,313 489,488	1,046,616	△ 571,303 △ 557,128	△ 54.6 △ 53.2			
2		基金繰入金		454,706 468,881	1,027,599	△ 572,893 △ 558,718	△ 55.8 △ 54.4			
3		財政調整基金繰入金		85,825 100,000	486,000	△ 400,175 △ 386,000	△ 82.3 △ 79.4	1 財政調整基金繰入金	85,825 100,000	財政調整基金繰入金 85,825 100,000

2 歳 出

款	項	科目		本年度	前年度	比較	増減率	本年度の財源内訳	節		説明
		目							区分	金額	
2		総務費		4,093,273 4,107,448	3,207,953	885,320 899,495	27.6 28.0	一般財源 2,360,840 2,375,015			
1		総務管理費		3,535,582 3,549,757	2,555,026	980,556 994,731	38.4 38.9	一般財源 2,020,619 2,034,794			
	1	一般管理費		1,490,481 1,504,656	1,572,036	△ 81,555 △ 67,380	△ 5.2 △ 4.3	一般財源 1,468,087 1,482,262	18 負担金,補助及び交付金	26,206 40,381	29 地域コミュニティ推進事務(地域振興課) 241 14,416 18 負担金,補助及び交付金 0 14,175 補助金 0 14,175 地区 0 14,175